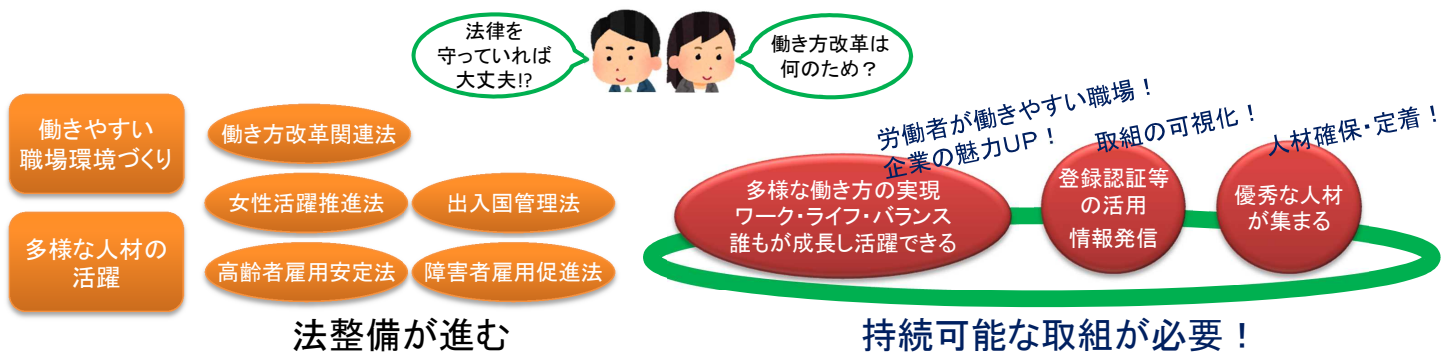


現状と課題

平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行され、働きやすい職場環境づくりが進むとともに、女性をはじめ高齢者、障害者、外国人等多様な人材の活躍に向けた法整備が進んでいる。

一方で、企業が先を見据えない法令順守の視点だけでは、コストの増加や人材不足など、特に資金面、人材面で厳しい状況にある中小企業等においては新たな課題に直面することが懸念される。

働き方改革を実現するためには、労働環境の整備、労働生産性の向上、経営者・労働者双方の意識改革、そうした取組を可視化することにより優秀な人材が企業等に集まるといった持続可能な取組を進める必要がある。



1

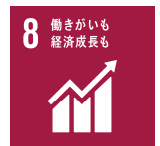
働き方改革の推進に関する連携協定 (滋賀県社会保険労務士会・滋賀県・滋賀労働局)

県内従業員の8割以上を占める
中小企業における働き方改革の推進が必須

中小企業等の人事・労務管理面に深く関わっている
社会保険労務士との連携により中小企業の働き方改革を推進!



自分も周りの人も大切に

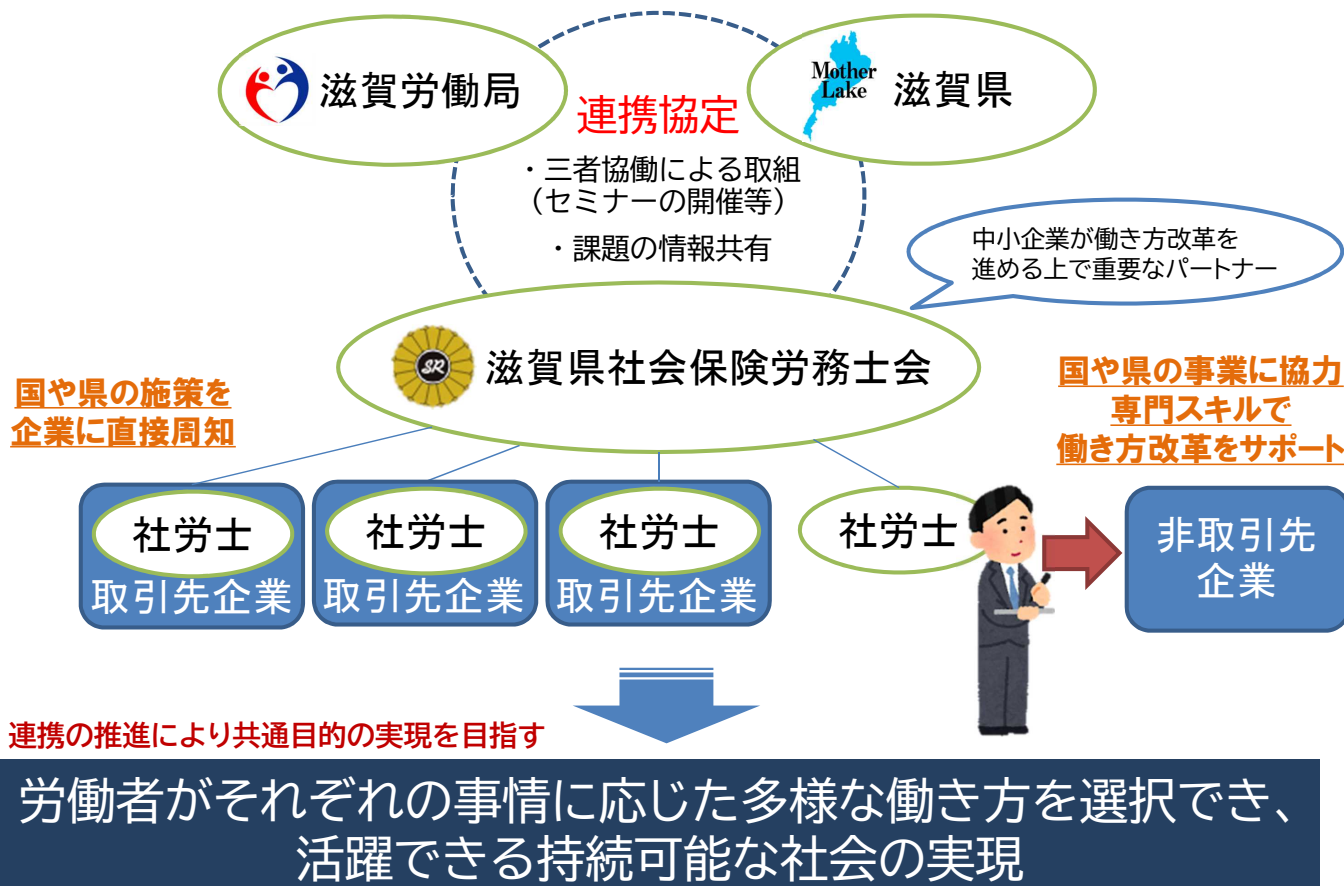


連携事項

- (1) 多様な働き方の推進に関する事
- (2) 女性その他の多様な人材の活躍推進に関する事
- (3) 労働生産性の向上に関する事
- (4) 職場定着の促進および人材確保・育成に関する事
- (5) 中小企業・小規模事業所の労務診断に関する事
- (6) 働き方改革に積極的に取り組む県内企業の情報発信に関する事
- (7) 取組の周知・啓発・広報に関する事。

2

働き方改革の推進に関する連携協定(イメージ)



3

具体的な取組事項

滋賀県と社会保険労務士会との連携

- ・中小企業等を対象とした働き方改革サポート診断
- ・企業の人材確保支援機関としてのしがジョブパークへの誘導
- ・県登録認証制度(女性活躍推進企業認証制度、WLB推進企業登録制度等)の活用推進
- ・女性の健康課題への対応(例:職場の理解促進や相談体制の整備等)
- ・休暇制度等の整備に向けた支援(例:生理休暇(有給化)等)

滋賀労働局と社会保険労務士会との連携

- ・働き方改革推進のための助成金制度の活用支援
- ・各種企業認定制度の活用推進(くるみん、えるぼしなど)
- ・在籍型出向支援協議会への参画
- ・雇用調整助成金受付に関する社労士の派遣
- ・ハローワークにおける年金相談に係るアドバイザーの派遣
- ・滋賀働き方改革推進支援センター事業への協力

三者の連携

- ・セミナー等の協力体制の強化(相互周知、講師派遣、共催・後援)
- ・労働相談体制の協力
- ・その他各種制度等の情報共有

4